

令和2年第7回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和2年12月10日（木曜日）

出席委員（6名）

委員長	実川圭子君	副委員長	木戸岡秀彦君
委員	上林真佐恵君	委員	中村庄一郎君
委員	森田博之君	委員	大川元君

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

議長 中間建二君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（8名）

副市長	小島昇公君	教育長	真如昌美君
福祉部長	田口茂夫君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	学校教育部副参事	富田和己君
教育総務課長	斎藤謙二郎君	障害福祉課長	大法努君

会議に付した案件

- (1) 2第13号陳情 不登校支援コーディネーター採用に関する陳情
- (2) 2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情
- (3) 2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情
- (4) 所管事務調査
「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて

午前 9時29分 開議

○委員長（実川圭子君） ただいまから令和2年第7回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日も、この全員協議会室において審査等をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（実川圭子君） 初めに、2第13号陳情 不登校支援コーディネーター採用に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第13号陳情 不登校支援コーディネーター採用に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） それでは、伺います。

まず、不登校支援コーディネーターの果たす役割について市の御認識を伺います。

それから、東京都のモデル事業として3年間、市でも配置をされていたと思うんですけども、その際の予算がどのくらいだったのか教えてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） まず初めに、不登校支援コーディネーターの果たす役割についてであります。サポートルーム及びサポートルーム指導員の組織的な指導力の育成を図ることが主な役割であると認識しております。

また、予算についてであります。平成31年度においては謝礼として247万3,800円、こちらを計上し全額執行しております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

最初のところなんですけれども、そうしますと今配置が正式にはされ——正式というか、陳情では御厚意で来てくださってるということなんですけれども、市として配置をしてないというのは、この3年間のモデル事業で市としてはその役割が終わったというか、そういうふうな御認識なのか、その点を確認させてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） まず、この3年間でサポートルーム指導員の人材育成やサポートルームの居場所や相談、学習等の機能の強化について、一定の効果が見られたと認識しておりますので、現在は配置していないということでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 分かりました。

一定の効果があったということなんですけれども、その後、この3年間の事業が終わった後に、そのまま市のほうで継続するというような、そういう御検討はなされたのか、その点だけ確認をさせてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 3年間のモデル事業がですね、先ほど答弁をさせていただいたとおり、効果があって、サポートルームの機能の強化が図られたというところで、継続して配置を検討するという事は行っておりません。

以上です。

○委員（森田博之君） それでは、何点が質問させていただきます。

現在どれぐらいの不登校の生徒がいるのかということと、その不登校支援コーディネーターが携わった児童・生徒はどれぐらいいるのかということと、あわせて、そのコーディネーターが担っていた業務は今はないということですが、今後誰がやることになるのか。それから、不在になったことで影響はないのかということ、あと他の自治体ではどのように対応してるのかお聞きしたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） まず初めに、当市における不登校児童・生徒についてであります。10月の時点で小学校が27名、中学校が81名で、合計で108名となっております。そのうち不登校支援コーディネーターが関わっていた児童・生徒についてであります。不登校支援コーディネーターにつきましては、サポートルームの指導員の人材育成が主な業務でありますので、不登校児童・生徒に直接指導するのではなく、サポートルームの指導員の指導力を高めることで、結果として不登校児童・生徒への支援の充実を目指すものであります。

なお、サポートルームの機能強化としての業務以外にも、児童・生徒や保護者から個別の相談を受けていたケースもあるものと認識しておりますが、個別に関わっていた児童・生徒の正確な人数は把握しておりません。

次に、不登校支援コーディネーターがこれまで担ってきた業務につきましては、不登校児童・生徒を直接指導するのではなく、サポートルームの機能を強化することが主たる業務であるということをお伝えしております。でありますので、今後はこれまでの3年間で培ってきたノウハウを活用するなどしながら、サポートルームの指導員が継続して指導力を高めていくことで、不登校児童・生徒への支援の充実を図ってまいります。

次に、不登校支援コーディネーターが不在になったことでの影響についてであります。繰り返しになりますが、3年間でサポートルーム指導員の人材育成やサポートルームの居場所機能、相談機能、学習機能の強化についての効果が見られたと認識しております。この不登校支援コーディネーターが中心となって担っていた不登校児童・生徒の在籍校への訪問やチャレンジ校、サポート校の訪問を通じた進路指導への支援、こちらにつきましては、サポートルームの指導員が引き継いでいくことが可能であるものと考えております。

最後に、他の自治体においてあります。他市において不登校支援コーディネーター及び同等の人材を配置してる自治体はないものと認識しております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど不登校コーディネーターの一定の効果があつたとお聞きしてるんですけど、これ3年終了後に現在無償で月2回相談に乗ってるということでもありますけれども、現状ほかはどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 現状はですね、現在は先ほども申したいとおりでございますが、3年間のサポートルームの人材育成というところについては一定の効果が見られたと認識しておりますので、サポートルームの指導員のほうが、その強化された役割につきまして担ってるということでございます。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど、採用するに当たっての、その金額が247万8,000円ということでしたけれども、当市独自で採用する場合に、その経費とともにほかに継続するために必要なことは何かあるのかお伺いをしたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 継続するために必要なことについてでございますが、この不登校支援コー

ディネーターは心理面や教育面、また外部との連携、折衝等について高度な専門性が必要であり、それらの専門性を有する人材を継続的に確保することが課題であると認識しております。

以上です。

○委員（大川 元君） 今はコロナなんですけど、ちょっと単純な質問なんですけど、コロナによって、その不登校の児童というのは増えてるんでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 現在、コロナの状況ということでございますが、実際の不登校自体がコロナのために、コロナによって増えているということは認識してはございませんが、コロナが不安で学校に来させない、登校させないという児童・生徒も一定数いるものと認識しております。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 今、ほかの委員の方の質疑なども聞いていて、全体の底上げというのが一定図られて、強化はされたということで理解はしたんですけども、ただ、この陳情者の方の陳情理由を見ますと、個別にも関わってるケースがあるってことで、先ほど御答弁もありましたが、やっぱり実際には当事者のお子さんや保護者の方の相談に結構乗っていらっしゃったのかなということも分かりますし、やっぱりスクールカウンセラーさんとかもいらっしゃるんですけど、やっぱりこの不登校ということで特化した、その専門家の方がいるっていうのは、本当に子供にとっても保護者にとってもすごく大きな支援になっているってことは明らかではないかなというふうに思います。

やっぱり進路なんかは特に専門とこうやってきた中での知識とか、経験の蓄積とか、そういうものすごく相談にも役立つと思いますし、いろんな不登校の子を見てきた方がいるっていうのは、やっぱり子供にとっても、保護者にとってもすごく心強いし、また継続することで信頼関係を築くためには、やっぱり同じ方がずっといるっていうのは、その方が何十年もということは無理ですけども、ある程度の期間、同じ方がいて、そういう中で信頼関係築けるっていうことがすごく大事だと思いますので、やっぱり継続して採用していただけるっていうのが、子供たちにとっても保護者にとっても望ましいことではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員（大川 元君） 先ほど、コロナを怖がっているという児童がいるというお答えをいただいたんですけども、コロナの影響が子供たちに出ているのであれば、そういった問題の対策のために、こういった人たちにも協力していただくということが必要ではないかと思います。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） この際、動議を提出をしたいと思います。

本件につきましては、自由討議を終了し、討論を省略して趣旨採択として、直ちに採決されることを望みますけれども、委員長においてよろしくお取り計らいをお願いいたします。

○委員長（実川圭子君） ただいま木戸岡秀彦委員から、自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ち

に採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

2第13号陳情 不登校支援コーディネーター採用に関する陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、よって本件を趣旨採択と決します。

○委員長（実川圭子君） 次に、2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情、本件を議題に供します。朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） じゃ、何点か質疑をさせていただきます。

この少人数学級ですけれども、現在国の動向、また東京都の動向についてお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在の国と都の動向でございますが、まず国のほうにおきましては、文部科学省における令和3年度概算要求が行われまして、少人数による指導体制の計画的な整備について、予算編成過程において検討するとした事項要求がなされてございます。

先日、衆議院文部科学委員会におきまして、萩生田文部科学大臣のほうから、少人数学級については法律できちんと位置づけをして前に進んでいきたいとの発言がございました。

また、東京都におきましては、現時点では国のほうの動向を見守っており、独自に基準を定める等の検討は行っていないということでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 国の動向としては、やはり文科大臣が前に進んでいきたいという前向きなお話をされてたということですが、この少人数学級に対する市の認識についてをお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 少人数学級につきましては、教室でのより密集を避けるための距離を確保することができる、教室にゆとりが生じ様々な教育活動が可能となる、生徒指導上の課題に即しました個別指導の充実などの効果があると認識してございます。

ただ一方ですね、教員や教室の確保が必要であることから、導入には多くの費用を要するものと認識しております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 少人数学級に関しては、市の認識としてもやはり前向きに聞いてるとお伺いしております。

それで、この東大和市が独自でこの少人数学級を導入する場合には、どういうことが必要になるのかお伺い

をしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 市が独自で導入をするとした場合の必要となる事項でございますが、一番必要となりますのはやはり教室の確保というところで、普通教室が足りない学校は増築を行う必要がございます。それに伴う費用は市の負担となってまいります。

また、現在は東京都におきまして教員の採用、配置、予算措置を行っているところでございますが、市が独自で行うということになりますと教員も独自で採用することが必要でございます。またそれに伴う人件費をはじめとした予算も市負担であり、それを継続して必要となっていくようになります。

そのほか、教員の増による職員室の確保、教員のスキルアップのための研修の企画や講師の確保、条例等の整備など様々な事項が必要になってくると考えられます。

以上でございます。

○委員（森田博之君） 今、御答弁の中で、教員が必要だったり、予算がかかっていくということでありました。幾つか質問させていただきます。

陳情の中では、小学3年生や中学2年生になるときに、急に40人規模の学級になる学校が多くあるということですが、実際にはどうなのかということと、30人学級にした場合、現状と比較して学級数はどうなるのか。

それから、今人件費の問題がありましたけれども、人件費は実際にどれぐらいかかるのか、具体的な数字ですね。教室が足りなくなるってということになりますけれども、教室はどれぐらいの確保が必要なのか。現状の各校の学級の児童・生徒数の現状の数字ですね、どれぐらいなのか。

それから、増員に当たってどのような方法で確保することが必要なのか。

それから、ほかに他の自治体で30人以下学級を実現しているところはあるのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 幾つか御質問をいただきました。

まず最初にですね、小学3年生や中学2年生になるときに急に40人学級になりますので、そういうふうに変わると、急に40人になるところが多くなる場所があるかという御質疑でございますが、例えば学年で72人の場合、35人学級では1学級当たり24人の3学級ということになります。40人学級に変わった際に、36人の2学級というふうになります。このように学級数が変わった事例でございますが、平成30年度から31年度にかけて、小学2年生から3年生になった場合におきましては、小学校10校中2校、同様に中学1年から2年生になった場合におきましては、中学校5校中1校ございました。

また、31年から令和2年度にかけては、小学校10校中2校、中学校5校中ゼロ校でございます。

まとめますと、影響があった学校は平成30年度から31年度にかけては、15校中3校、平成31年から令和2年度にかけては15校中2校となっております。

続きまして、実際に30人学級となった場合の比較でございますが、今年の5月1日現在の児童・生徒数で試算いたしますと、市内15校で現状202学級に対しまして249学級となりまして、47学級増えることとなります。

続きまして人件費でございますが、学級数が増える場合の人件費になりますが、教職員、教員の人件費でございますが、細かくは試算はしておりませんが、一般的に1人1年約1,000万円と言われておりますので、単純に47人増えたといいたしましても、毎年4億7,000万円必要になると考えられます。

あと、続きまして、教室の関係でございます。教室につきましては、現在202学級に対しまして普通教室は

215教室ございますので、今は充足してございますが、30人以下学級となりますと249学級ですので、約34の教室が物理的に不足します。増やす場合ですね、既存の校舎内ではできないことから、不足する学校に増築等を行う必要が生じるものと考えます。このあたり費用については試算してございません。

あと、続きまして、現在の各学校の学級、児童数、生徒数の現状の数字でございますが、今年の5月1日現在の児童・生徒数で申し上げますと、小学校児童数が4,379人、学級数が143学級、単純に割り返しますと、1学級当たり30.6人という状況になってございます。中学校生徒数は2,107人、学級数が59学級……、すみません、失礼いたしました。数字誤っておりました。中学校生徒数は2,017人、学級数が59学級、単純に割り返しますと1学級当たり約34.2人となります。ただし、学校や学年によってばらつきがございますので、1学級当たりの人数が多いところで小学校は39人、中学校は40人の学級がございます。少ないところでは小学校が20人、中学校が28人の学級がございます。

最後に、他の自治体で30人学級実施してるところがあるかというお話でございますが、多摩地区全市確認いたしました。市が独自に行っている、または現在検討しているという市は1市もございませんでした。いずれの市におきましても国の動向を見ている状況とのことでございます。

以上でございます。

○委員長（実川圭子君） 御答弁の中で、増員した場合の確保についての質疑もあつたんですが。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 失礼いたしました。

教員の確保でございますが、その増員につきましてはですね、国や都が30人以下学級を定めた場合につきましては、これまでと同様に東京都が採用して、東京都の負担で市に配置されることが想定されますが、市が独自に30人以下学級を定めた場合につきましては、採用も費用負担も市が行うこととなりまして、採用に当たりましては都が行う場合と規模が異なりますので、教職員の質の確保などに影響が出るものと考えられます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） それでは伺います。

まず、市として国や東京都に要望も、少人数学級の実現に向けての御要望も上げていただいていると思いますが、いつどのように行ったのか。この間どのように行ったのかについて伺います。

それから、陳情では分散登校、コロナ休校明けの分散登校の体験から、少人数学級の大切さが改めて認識されたというふうなことを書かれてますけれども、市内の小中学校の先生方からどのような声が上がってるのか伺います。

次に、NHKの報道によりますと、夏休み明けに不登校や保健室登校の子供が増えた学校が小学校で20%、中学校でも24%、それから感染予防のために子供を登校させないという保護者も小学校では14%、中学校では16%ということだったんですけども、当市の状況を伺います。感染させたくないで登校していないという子供がどれぐらいいるのか伺いたいと思います。

それから、最後に、今、市独自で少人数学級を進めるための必要予算などいろいろ様々伺いました。非常に困難だなというふうには私も理解するんですけども、ただ、その少人数学級の必要性ということ考えたときに、やはり困難でも、例えばこれを全校にいきなりやるのではなくて、例えば段階的に市としてやるとか、そういういろいろな可能性を探っていくってようなことはできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） まず私のほうから、最初の御質疑のほうの答弁をさせていただければと思

ます。

まず、市のほうで国や東京都に行ってる要望についてでございますが、国や東京都への要望につきましては、令和2年、直近では今年の8月18日に市長会を通じまして、少人数指導の充実に向けた教職員の配置を図るとともに、国に対しまして、施設等の整備についても十分な財政措置を講じるよう働きかけることと、それを東京都のほうへ重点要望事項として要望しております。

また、同様に直近です、令和2年8月6日に教育長会を通じまして、全学年35人以下学級制の推進及び少人数指導加配措置の維持と充実と、あと国に対して少人数学級の推進について働きかけをすることを東京都のほうへ要望しているところでございます。

以上でございます。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 私のほうからは、少人数学級のよさについてまず御答弁させていただきます。

学校からというところでお声をいただいているところでありますが、まずその前提としてですね、今回6月以降に行われた分散登校、こちらにつきましては感染予防対策ということで、子供同士の会話あるいは発言、これをかなり制限をしておりました。また、授業内容もかなり限定的に行うというような状況もございました。

そういったところから、通常の学校生活と比較をして極めて特殊というか、これまでとは大きく異なる状況であったというふうに理解をしております。そのため、今回の分散登校における少人数の指導というものと、通常の教育活動を展開していく中での少人数の指導というものを比較した場合に、一概にこのよさを比較することの難しさがあるものではないかなというふうには認識をしております。そういった認識を踏まえた上で、学校からというお声としては、少人数のための教室内の児童・生徒の距離が保てたこと。あるいは、個別の丁寧な指導が行えたことということの肯定的なお声をいただいているところであります。

続きまして、コロナを含めた、その不登校への影響ということになりますけれども、新型コロナウイルス感染症の不安から登校していない児童・生徒数というところで、先ほど13号陳情でも簡単にお話をさせていただいておりますが、当市の状況としましては、小学校、まず不登校児童数27人、現状ですね、の中でコロナの関係では2人、中学校におきましては81名に対しまして6人というふうになってございます。

なお、議員から御質疑いただいた感染予防で保護者が登校させたくないかどうかというあたりは、これが本人の意思なのか、保護者の意思なのかということについては、こちらでは把握ができておりません。

以上であります。

○学校教育部長（田村美砂君） 市で独自で少人数学級を進めるということの御質疑でございますけれども、先ほども説明させていただきましたけれども、やはり市で独自でやるとなると、教室の確保ということで校舎のほうも増築しなければいけない。また、教員のほうも独自で採用するとなりましたら、その質の確保ですとか、人が集まるのか、それからその教員の人件費というのがずっと継続すると、そういった状況を考えますと、やはり市で独自でということは大変難しいと市のほうでは認識をしております。

先ほど来申し上げておりますように、今国で文部科学省のほうで少人数学級ということで検討を進めておりますので、その動向を見守りながら、その対応をしていくと、そのように考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

まず、分散登校の経験からということで、そういう肯定的な声が聞かれたという御答弁で、これが終わって通常に戻ったときに、感染対策もしながらやんなきゃいけない、教室は密になっているという状況の中で、

やっぱりすごい大変な状況があったと思うんですけども、その点について市内の小中学校の先生方からどのような意見があったのかということをちょっとお尋ねしたいのと、それから、市独自でやるということですが、本当に市独自でやるのは困難なことなんだろうなというのは、私もそこは理解するところなんですけれども、ただ、今国のほうでも大きく動いていますし、国に対してやっぱり強く要望して、これを実現させるっていうことをしながら、市でも同時進行で、いきなり全部教室増築して、先生も一遍に雇ってってというのは本当に大変だと思うんですけども、あらゆる可能性を追求するというんですかね、本当に大変なのは分かるので、いきなりっていうんじゃないかと、どうしたらできるのかっていう視点で可能性を追求するってことは可能なんじゃないかなと思うんですけど、その点についての御認識、再度伺います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 分散登校後の学校の状況についてでありますけれども、まず分散登校を終わった後のこのコロナウイルスのリスクについては、なくなったわけでは当然ありませんので、教育活動をやはり慎重に進めざるを得ない状況が今現在も続いているという状況になってございます。ただ、この教育活動を慎重に行うことと、少人数で行うことというのは若干趣旨というか、見方が異なっている部分がございます。少人数とこのコロナウイルスの影響によって通常の教育活動に制限がかかってはいるけれども、だから少人数がいいんだというようなところの声ってというのは、学校から私どものほうには届いていないというところがございます。

以上です。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 市のほうでその少人数学級を少しでも進めていくということでの御質疑でございましたけれども、やはりちょっと繰り返しになりますけれども、市として今できることというのは、国の動向を見守る。そしてそれに対してやはりそういう状況になったときにどう対応できるのか、教室はどうなのかってことをあらゆることを考えながら試算したりとか、そのときのその対応の方法をシミュレーションするといえますか、そういったことが今必要なのかなと思っておりますので、国の動向を見守っていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○**委員長（実川圭子君）** ここで5分間休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時 9分 開議

○**委員長（実川圭子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**委員（大川 元君）** 1点だけちょっとお聞きしたいんですけど、先日この陳情を出された教員の皆様と面談させていただいたときに、その教員の一人の方から、感染予防ということで、その対策を教員としては、少人数の児童に対してのが目が行き届いて、感染予防対策を取りやすいんじゃないかというふうな意見が寄せられましたので、今回はコロナってというのは初めてのこういう出来事であって、国のほうもいろいろと迷走していると思うんですけども、私としては、先ほど言われた声が届いてなかったということがちょっと引っかかりまして、じゃあ何で私が面談したときにそういった声寄せられたのかってところがありまして、現場の意見はやっぱり一番尊重してほしいなってというのが私の考えですので、だからといって採算度外視でいきなり実現しろっていうのもちょっと難しいと思うので、今回のそのコロナという経験を生かした上で少人数の、そのほうが、感染予防対策を取りやすいという現場の教員の声を意識した上で、今後研究していく、そういう方

向をというところで、その重要性について認識されているかについてだけちょっとお伺いしたいんですけど、よろしくをお願いします。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 先ほど他の委員の御質問の中でもちょっとお答えいたしましたけれども、今回の少人数学級に対しまして、やはり教室でより密集を避けることができるですとか、密集を避けてお子さん同士の距離が保てるっていうことは、今委員からもお話あったように、やっぱりそれは一つ物理的な大きな効果だとは、そのようには認識はしておりますので、少人数学級っていうことのよさの一つとして捉えていきたいなど、そのように思っております。

以上です。

○**委員（上林真佐恵君）** 先ほど私もこの感染予防っていう点で聞いたときの御答弁で、その感染防止対策の大変さと少人数はちょっと別だみたいなのうな、私ちょっとそういう理解をしちゃったんですけど、今の御答弁だと、その少人数学級を求める声というのは本当に昔からあったんですけども、今こうやって国のほうでも動きがあるっていうのは、やはりそのコロナで学校が密になってるっていうことで、やっぱり子供の1クラス当たりの子供の数を減らして、教員の皆さんもすごく負担になってるし、そうしたコロナもやっぱり機に全国的に広がってる、この少人数学級実現してほしいって声が全国的な声になってるっていう認識なので、私はこの感染防止対策も、その少人数求める声とはすごく密接だと思うんですけど、ちょっとその認識だけもう一度確認させていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 改めまして、教室にいる人数というところでの学校の現状ということになると思うんですけども、確かに物理的にですね、例えば体の大きな中学生が40人1つの教室にいて、そういった中でいわゆる3密をなかなか回避するのが難しい場面も出てくるような現状っていうのは、教育委員会としても十分に認識をしているところではあります。通常のエデュケーション活動を展開していくことと、コロナで少人数をやることという、コロナの影響で少人数を実現していくということが、その教育活動をいい意味で展開していくために、本当に人数が少ないほうが必要なのかどうかという視点とは100%リンクをしているものではないんじゃないかなという認識を持ってるというところがございます。

ただ、現実問題として、少人数のほうが例えば個別での指導がしやすいとか、そういったことは確かに、それはもう間違いないことではあると思いますが、反対にですね、人数の一定の規模が必要な場面、教育活動の中では、これは当然あるところでもありますので、そのバランスも、必ずしも少人数だけがよいとか、大きな人数がいいとか、そのあたりのバランスっていうのも十分にこれからは考えていく必要も出てくるのかなというふうには考えております。

以上です。

○**委員（大川 元君）** その現場のその苦勞の声に、ちょっと何ていうか、市のほうが耳を傾けないとということと、私が一つちょっと気になったことについてはですね、今その感染予防を担って、現場の職員が、言ってしまうと、もう命の危険を冒してまで、果たして教育現場で働き続けるかっていうところについての声が私のところにも上がってまして、自分自身がそういった自分の安全を守れないのであれば、一旦退職なり休職なりして、コロナが収束してから、また復職なり採用してもらおうなりっていうふうなことを考える方が出てきてしまうんですね。

なんで、そういった現場の空気が悪くならないように、現場で苦勞されてる方に対して寄り添うっていうことが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、その点だけちょっと気をつけていただきたいと思いますと思い

ますんで、よろしくお願ひします。これは要望ですんで、質問のあれはいいです。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情に対し、反対の立場から討論を行います。

少人数は、教員の負担緩和と子供たちの多様性に応じたきめ細かな指導が可能となります。また、コロナ禍の中、新たな学びの環境を整備する必要があると考えます。公明党は、加藤官房長官に対し、小中学校の1クラス30人以下の少人数学級の推進を求める決議を提出をしております。決議では、教職員定数の計画的な改善を進めるよう要請をしております。

本陳情は、国や都に意見書を出して働きかけてくださいとあるように、国や都に対しては必要性はあるとは思いますが、東大和市で独自に少人数学級を実現することは、先ほど市からの答弁があったように、市で独自に導入する場合、教室の確保、教員の採用、人件費、配置など多額の予算を伴うことから困難であると考えます。

よって、この陳情に反対するものです。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

少人数学級の実現は、子供や保護者、教職員だけでなく、広く国民の願いとして、コロナ感染拡大を機に改めて全国に広がっています。学校再開直後の分散登校では、各地の学校で一時的に十数人の少人数学級が実現し、子供たちの一人一人の表情がよく分かる、コミュニケーションも取りやすい、一人一人の勉強のつまずきを丁寧に見られるなどの声が相次ぎ、少人数学級が子供たちの学びを支える教育、柔軟な教育にいかにも有効であるかが全国の経験となりました。

しかし、分散登校が終わった後、子供たちが密を強いられている状況が続いています。市内でも感染予防のために学校に行けなくなっている子供がいることは重大です。教職員も消毒などの新たな作業に追われ、疲れ果てています。コロナ禍の前でさえ、いじめなどで対応が大変だったのに、先生の負担が大きく、目配りができなくなっている。これでは取り返しのつかない事件が起きてしまう。直ちに何とかしてほしいと求めた現役教員もいます。この状況を一刻も早く解消し、一人一人に行き届いた安全・安心な教育環境を実現しなければならないと考えます。

国や東京都に対し早急な少人数学級の実現を強く要望するとともに、東大和市においても同時進行で実現するための検討を急ぐべきと考えることから、本陳情に賛成し討論いたします。

○委員（大川 元君） 今陳情に賛成の立場で討論するんですが、まず強く要望するというよりも、その現場の

方からそういった、目が行き届きやすいということで、少人数学級を要望するという声が現実的にありましたので、そういった方向性を市には今後も研究していただきたいということの観点と、あと子供たちの命を守るという点で、その安全面という部分でも、今後似たような、もしかしたら何年後か何十年後か分からないですけども、そういった事態になったときに、よりスムーズにその対応できるようにということで、こういった観点から考えるってということも必要じゃないかなというふうに私のほうは考えますので、賛成の立場で討論させていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第14号陳情 30人以下学級の早期実現を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立少数。よって、本件を不採択と決します。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 次に、2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（森田博之君） それでは、何点か質問させていただきます。

この放課後等デイサービスのその内容の、どのようなサービスなのかということと、陳情書にですね、指標該当児判定スコアは、支援の質の低い事業所を減らすために導入されたというふうに書かれていますが、こうした質の低い事業所が横行していたというのは事実なのかということ。

それから、陳情書には指標該当児判定は、障害児に対する支援の必要性を正しく判定しないと記されていますけども、この制度は発足された当初、混乱なく導入に至っていたのかということですね。

それから、陳情者以外のほかの事業所、幾つ事業所があるのかということと、その方々の御意見とか、そういったことはあるのかということ。

それから、陳情者の求める指標該当児判定、これを廃止した場合にどのような影響があるのか考えられるのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○障害福祉課長（大法 努君） ただいま委員から5つほど御質疑頂戴をいたしました。順次御答弁をさせていただきますと、まず1つ目で、放課後等デイサービスとはどのようなサービスかという御質疑でございます。こちら、放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対しまして、授業終了後や休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することによりまして、学校教育と相まって、障害児の自立を促進するサービスで児童福祉法に定める障害児通所支援でございます。

2点目の御質疑、陳情書に書かれてございます指標該当児スコア、こちらの質の中で質の低い事業所が現在横行してるのかということでございますけれども、現在放課後等デイサービス事業を取り巻く現状といたしまして、例えば株式会社等の経済的利益も求める法人等の参入、こちらが著しく多くなってございます。例を申しますと、平成24年度には624事業所であった株式会社等が平成31年度には7,779事業所、約12.5倍に増加をしてございます。それに比べまして、社会福祉法人におきましては、平成24年度が811事業所だったのに対しまして、平成31年度が1,933事業所と、約2.4倍にしか増えていない状況でございます。現に株式会社等の放課後等デイサービス事業所に占める割合は57.3%に上っております。

そうした現状を映し出す結果といたしまして、現在において放課後等デイサービス事業者の指定取消し、こうしたものが後を絶たないという状況がございます。運営に際して適正な人員配置をしていなかった、あるいは不正請求を行った、著しく不当な行為など、そうした理由によりまして、事業者の指定が取り消されたもので、東京都におきましても、8月、11月に各1法人に対しまして指定の取消処分が行われております。幸いにして東大和市内におきましては、優良な事業者に運営していただいておりますので、そうした問題は発生してはございません。

続きまして、3つ目の御質疑、こちらの陳情書にございます指標該当児判定、こちらを正しく判定してないというふうに記載があるが、この発足当初の状況でございますが、この制度は平成30年4月から導入されたものでございますが、しばらくして平成30年7月26日付で厚生労働省から、「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」という通知が発出されております。国が行った事業所影響調査の結果、指標該当児判定により報酬区分が区分1と判定された事業所の割合に自治体ごとのばらつきが見られることから、状況に応じて市区町村において平成30年9月末までに、新しい指標による該当の再判定を積極的に実施することが求められたものでございます。

また、新たな報酬区分の適用開始時期の見直しも示されました。当市におきましては、国から示された適切な判定のための留意すべき事項、こうしたものに基きまして、個々の支給決定期間の更新に合わせて、新しい指標による判定を行うとともに、保護者からの申出があった場合は、更新時期を待たずに適宜判定を行ったというところでございます。

続きまして、市内の事業所の数でございますが、市内におきましては現在放課後等デイサービスを提供している事業所は6事業所でございます。その今回の陳情者以外の他の事業所からの反応でございますが、平成30年の報酬改定の当初に1事業所から現状についての報告や相談がございました。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 最後の御質疑の中の指標該当児判定の、この部分を廃止した場合の影響ということでございます。

現在、厚生労働省におきまして、審議会等でいろいろ議論をされておきまして、改正の内容の部分につきましても示されてるところでございます。こういったところの資料から、指標該当児の判定のこの部分の廃止まではちょっと読み取れない状況でございます。仮にこの判定を廃止した場合にということになります、新たな加算等の問題もございまして、一律に軽度の方も重度の方も同一の単価になる可能性も否定はできないということになりまして、そういったことから、やはり重い方に対する一定の加算等は必要ではないかなというふうに思っております。そういったことから、事業所に対しまして影響は少なからずあるのではないかなど。または状況によっては、この制度の根本から見直しをする必要が出てくる可能性があるというふうには考えております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） それじゃ、何点か質疑をさせていただきます。

多少、多分ダブる部分があるかもしれませんが、この指標該当児判定が導入されたいきさつ、背景について、またこの制度の詳細についてお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 指標該当児判定でございますが、平成30年度、障害福祉サービス等報酬改定に伴いまして、平成30年4月から放課後等デイサービスの利用児童を対象に新たに設けられた制度でございます。

背景といたしまして、放課後等デイサービス事業を取り巻く現状において、株式会社等、先ほど申し上げました、例えば経済的利益も求める法人の参入が著しく多くなっているという現状がございました。平成30年度の報酬改定に当たりましては、放課後等デイサービス事業において、利潤を追求し支援の質が低い事業所が増えており、障害児の発達にそぐわない利用が見受けられると。こうした意見も踏まえまして、国において検討がなされておりました。

指標該当児判定であります、国から示された障害児の状態像を勘案した指標により判定し、その結果を放課後等デイサービスの基本報酬に反映させるものでございます。指標該当児の判定に当たりましては、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合、または行動障害及び精神症状に係る11項目のスコア調査がございまして、こちらにおいて、この項目に見られる頻度をそれぞれ0点から2点までに当てはめて計算した点数の合計が13点以上の場合、指標該当児と判定するものでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

それでは、これに関して、一部の事業者から各市区町村に判定の方法が実態に即していないという指摘があって、各市区町村の判定方法や事業所の区分判定の状況について、全国的な実態調査が行われたと聞いておりますけれども、詳細についてお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） ただいま御紹介のありました調査でございますが、平成30年度、放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る事業所影響調査というものでございまして、全国の都道府県を通じて、平成30年4月末現在の管内の放課後等デイサービス事業者の状況について調査をしたものでございます。

この調査結果の概要によりますと、1つ目に指標該当児の判定方法については、新たに示された指標により判定したのは436区市町村、32.7%、新たに示された指標に準ずる方法により判定を行ったのは897区市町村、67.3%であったこと。2点目といたしまして、事業者の報酬区分について、全国の放課後等デイサービス事業所、こちらは重症心身障害児を対象とした事業所は除いてございまして、1万1,728か所のうち区分1に分類された事業所は1,775か所、15.1%、区分2に分類された事業所につきましては9,953か所、84.9%であったこ

と。3点目が、平成30年4月に廃止届、休止届を提出した事業所は80か所であったとの結果でございました。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） この実態調査の中で、重症心身障害児を対象とした事業所は除くということですが、これは別途これに関しては報酬区分の分けが別途あるのかどうか。また、この実態調査を含めて現状、これも含めた検討がなされている認識でいいのかお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 重症心身障害児の報酬区分につきましては、委員の御指摘のとおり別な区分がございます。

それから、こうした実態調査、こうしたものを踏まえまして、今、国における検討チームにおいて、それを踏まえた、結果を踏まえた検討がなされているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） この指標該当児判定なんですけど、報酬との関係についてはどうなってるのかお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 放課後等デイサービスの基本報酬につきましては、平成30年度報酬改定において、それまで一律の単価設定となっていたものを、障害児の状態像を勘案した指標、先ほど述べました指標該当児判定を基に、新たに報酬区分を設定したところであります。この新たに設けられた指標により各児童を判定し、特に支援を必要とする指標該当児を、前年度において全児童の50%以上を受け入れている事業所を区分1、それ以外の事業所を区分2といたしまして、報酬を区分してるものでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） よく分かりました。

この現行の判定の事業所への影響についてはどうなってるのかお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 放課後等デイサービス事業の基本報酬が事業所における指標該当児の受入割合により差がつけられてることによりまして、区分2の事業所については、障害が重い児童を受け入れた場合や、障害が軽度であっても行動障害があるなど対応が困難な児童を受け入れた場合でも、基本報酬上評価されないというような、そういうような指摘がございました。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど、困難な児童を受け入れた場合、基本報酬上評価されないという指摘があるということ、そういった課題もあるということを確認いたしました。

続いて、国の動向と報酬改定の詳細についてお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 現在、厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、令和3年度からの適用される報酬について、これまでの放課後等デイサービスにおける現状、課題や関係機関からのヒアリングを踏まえまして、議論が続けられているところでございます。

障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの直近の議論によりまして、現在の事業所ごとの区分1、区分2の体系を廃止いたしまして、共通的な基本報酬を土台にケアニーズの高い障害児を受け入れた際の加算を充実させ、さらに支援に必要な人員配置について加算で評価していく方向としてどうかという方向性が示されております。

具体的には、現状の児童指導員等加配加算に、こうしたものを廃止をした上で、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い児童への支援に対する加算——（仮称）要支援児加算というふうになっておりま

すが、こちら。また、要保護・要支援児童への支援に対する加算——（仮称）要保護加算というふうになっておりましたが、こうした加算を行ってはどうかということが検討の方向性の中で案として示されておるようでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 分かりました。

先ほど、放課後デイサービスの今回の陳情は、廃止を求めるということですがけれども、これは東大和市内でも放課後等デイサービスが全部で6つあるということでお聞きしてありますけれども、今までこの廃止を求める意見とか要望等は福祉部のほうには寄せられてるんでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 廃止を求めるといものものではございませんが、報酬改定があった30年度当初に1事業所から、この事業における報酬の減収があったと。あるいは、判定に対する相談などが寄せられてはありました。

以上でございます。

○委員長（実川圭子君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時47分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（上林真佐恵君） それでは伺います。

障害のある子供の放課後保障全国連絡会っていう団体、全国放課後連という団体があるようなんですが、その団体が昨年4月に、この放課後等デイサービスに取り組む全国の事業所に調査を行ったということで、これによると、平成30年のこの報酬改定によって、354事業所があるうち、78.2%で前年よりも運営費の減収になったということが明らかになったということなんですけれども、市内でも先ほど1事業者からは減収になったというふうなお話があったということでしたけれども、この市内、報酬改定によって減収となった事業所がほかの事業所の状況どうなのかっていうことを伺います。

それから、国における報酬改定の検討状況ということで、先ほども御答弁あったんですけれども、現在国においてこの事業所ごとの区分1、区分2のこの体系を廃止するっていうような、そういう検討もなされているということなんですけれども、この指標該当児判定のそのものの廃止については、まだそういう検討はされていないのかなというふうに理解したんですが、その点の確認をさせてください。

それから、この自治体の担当者が保護者から聞き取りをして判定をしてるっていうことなんですけれども、先ほど御答弁でも、自治体によってばらつきがあって、再判定のそういう通知が出たりとか、保護者のほうから要望があれば判定をするっていうようなお話もあったんですけれども、この自治体の担当者の方がどれだけ障害だとか、この発達障害などの知識がある方なのか、そういう専門家っていう方もいらっしゃると思うんですけども、そういう専門家に専門知識がある方なのかっていうことを確認させてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 私からは、2点目のところの指標該当児判定、この部分の国の動向等を少し御説明申し上げますと、現在国におきましていろいろ議論はされてる資料、これあくまでも読み解いてるところの中でということになります。この判定の部分もなくすというところの記載がちょっとないもんですから、そこまでは読み取れないというふうな状況です。

また、新たな報酬の改定案を見ますと、先ほど担当課長からお話がありますとおり、加算の中に要保護加算ですとか要支援加算、またはまだ具体的な点は示されておきませんが、対象事業等により増減するようなちょっと見えないところのような表現もありますので、今現状ですと、この部分はどのような形の変化はあるかもしれませんけれども、残るのではないかなというふうには考えております。

仮に、先ほど他の議員の御質疑の中でも御説明申し上げました、これを仮になくしてしまうとなると、この加算がなくなってしまうということにも読み取れますので、そういう意味では重度の方に関して報酬が、提供がないということになりますと、やはりさらに事業所としての運営としては大変厳しいものになるのかなというふうには考えております。

以上です。

○障害福祉課長（大法 努君） 1つ目の御質疑のこの報酬改定によって減収となった事業所ということでございますが、報酬改定のあった前後の平成29年度と30年度で比較をいたしますと、日々利用者を増やすことや事業所運営を効率的に行うことで努力されておりましたが、報酬改定の影響により年間を通しての給付費としては若干の減収となっております。

続きまして、3つ目の御質疑、自治体の担当者が判定における発達障害の知識があるのか、またそうした発達障害の専門家からのアドバイスという御質疑でございますが、国の通知におきましては、指標該当児の判定の実施に当たりまして、厚生労働省による障害支援区分の認定調査マニュアルに示す基本的考え方に準拠するとともに、各項目の判断基準について、障害支援区分における調査項目の留意点及び判断基準を準用するということが示されております。

この障害支援区分認定調査は、障害者の障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分であり、基本的に18歳以上で障害支援区分を必要とする障害福祉サービスを利用される方に対して実施される調査でございます。

この判定を行う職員につきましては、東京都が実施する障害支援区分認定調査研修、こちらを受講しております。また発達障害につきましては、主に相談支援系の職員が判定を行っております。相談支援系には、保健師や精神保健福祉士、看護師などの専門職が配置されまして、ふだんから発達障害の方の相談に当たっていることから、それらの知見を生かして判定に当たっております。

あわせて、障害福祉サービスを利用する発達障害児が増えている現状も踏まえまして、庁外の専門家、例えば公認心理師などの発達障害に関する有識者による研修に参加するなど、適宜自己研鑽に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

この全国放課後連の方々で、この指標判定と報酬区分の廃止をしてほしいという、そういう署名なんかにも取り組んでるってことなんですけれども、これがなくなると加算もなくなるというふうな御答弁もありましたけれども、この事業所の皆さんの願いは、やっぱり1つはこの報酬改定の前、平成30年のこの改定の前に戻してほしいということ、1つは事業所の方々自身が言っていることは非常に重要だなというふうに思いますし、その上で、支援員加算する、重い障害の子には加算をしていくことは十分に考えられると私は思いますので、その点申し上げたいのと、それからこの市内の事業所ですけれども、先ほど1事業所から意見はあったということなんですけれども、ほかの事業所に対しても聞き取り等行っているのかということ

伺いたいというふうに思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 指標該当児判定が導入されました平成30年当初、市内事業所からは、区分2の事業所では大幅に減収となり、必要な人員配置ができないとの御意見をいただいております。

現に従前から手厚く支援をしている事業所にとっては、この報酬改定により少なからず影響を受けていたところであり、事業所への聞き取りにより現状把握に努めておりました。

以上でございます。

○委員（大川 元君） 2点、ちょっと伺いたいと思います。

まず1点目は、指定取消しが東京都でも2件あって、幸い、非常に市の職員の方が努力されて、本市においては指定取消しはなかったということなんですけれども、その指定取消しを受けた場合、一番私が気になるのは、そこを利用されてた利用者さんがその後どうなったのか。サービスを受けられなくなると、やっぱりほかのところに利用していただくなりっていうことをきちんと、指定を取り消すだけじゃなくて、自治体としてはその後同様のサービスが受けられるようにある程度きちんと把握して調整していくという必要があると思うんですが、その点についてどうお考えかということと、あと2点目は、自治体でばらつきがあるというふうにおっしゃられて、市の努力で、先ほどちょっと回答いただいたように、保健師であったりとか、そういった専門知識を持つ職員を判定の基準に当ててるというふうな説明がありましたけれども、そこが言ってしまうと、ちょっと何ていうか、きちんと市民に伝わってないんじゃないかなっていうところは私は気になったところですので、そういった国のほうで今研究してるってこともありますけど、そういう資格を持った市の職員が判定するというのを国に対してきちんと国民に周知するようになっていくことで要望していただけないかっていうことについて、ちょっと伺いたいんですが、よろしくをお願いします。

○障害福祉課長（大法 努君） 1点目の例えば指定取消しがなされた事業所に対するその後の通所してる児童のフォローというところでございますが、私どもでそうした事案は近いところであったということではございませんが、実際にあるとなると、この指定自体が東京都の指定でございます。

また、ただし、支給決定をしている、通われている児童の皆様は市に大変関わりのあるところで、情報共有を東京都としてまいります。

そうした中で、委員のおっしゃるとおり、その後の児童の行き先がままならない、その後の適切な支援がなされないということは避けるのは当然でございます、そこは適宜保護者の方、それからその後の行き先というところにつきましては、市のケースワーカーが間に入りまして調整を行うということになるかというふうに思います。

2点目の判定のばらつきというところでございますが、こちらにつきましては、私ども市におきましては、聞き取りにおいては原則保護者との面談によりまして丁寧に行っているところでございます。

ケースワーカーにおきましても、既に多くの障害支援区分認定調査を行っていることから、調査項目、こうしたものにつきましてはほぼ同様のものがございます。指標該当児判定において経験則的に適切に行われているというふうに認識しておりますが、ただ、引き続きの研修の受講など、そうしたことによりましてスキルの維持に努める必要があるというふうに認識しております。

また、そうしたいろんなばらつきがあるということは、国の報酬検討チームにおいても指摘されてるということでございますので、私どもにおきましても、課長会あるいは部長会、そうした場面もございまして。そういうところで情報共有をして、適宜必要に応じて東京都、あるいは国なりにそういう話を持っていくという手段が必

要になってくる場面もあるかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（中村庄一郎君） 放課後等デイサービスの基本方針については、平成30年度、障害福祉サービス等の報酬改定において、障害児の状態像を勘案した指標を設けて、利用者のうち指標に該当する児童を50%以上受け入れている事業所の報酬を高く評価する仕組みを導入されました。

東大和市内の事業所においては、本当に適切な支援をさせていただいてるようで、大変ありがたいことであります。

また、こうした通所している児童に対して手厚いサービスで支援している事業所にきちんと報いる制度設計が必要であるというふうに考えるところではあります。

現在、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて議論されている報酬改定の方向性において、現在の事業所ごとの区分1、2の体系を廃止し、共通的な基本報酬を土台に、ケアニーズの高い障害児を受け入れた際の加算を充実させ、さらに支援に必要な人員配置について加算で評価していく方向としてはどうかということが今示されております。

国が検討している新たな加算方式による報酬体系の見直しを実行するに当たっては、対象児が真にケアニーズの高い障害として受け入れた際の加算をつけるに値するのかの判定に当たっては、何かしらの判断材料が必要となってくるのではないかと推測されるところではあります。

そのためには、内容はともかく、従来のような指標該当児判定に類似した判定指標が必要になってくるのではないのでしょうかというふうなことをちょっと私としては認識しております。

現在、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームでは、各障害者団体などの意見を聴いて、陳情の趣旨に沿った現状認識、課題の把握をした上で適切な報酬改定を目指しているようであります。直近の会議ではですね、区分1、2の体系を廃止するとの方向性も示されておりますので、検討の推移を注視していく必要があるというふうに認識しております。

そういうことでもありますので、一旦廃止するというのはどうかというふうに考える次第であります。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 今、中村委員から、一定の判定必要っていうことで、私も何らかの加算をするにしても、何かしらその加算をするための基準っていうのは必要なので、そういったものっていうのは議論する必要がある、当事者の保護者の方とか事業者の方からよく要望など聞いて議論する必要があるかなというふうには思うんですけども、ただ、この判定のこのスコアですかね、この表、これそのものが今現状、保護者の方たちは、非常にこれをやることですごく傷ついているとか、尊厳が軽んじられてるっていう、そういうふうな声が実際にあるっていうことで、これを廃止するっていうことが、保護者の皆さんであったり事業者の方々の要望であるなら、それはやっぱり廃止をするべきなんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

指標該当児判定、事業所区分制度によって減収となった事業所は、全国で約8割近くにも及んでることが、放課後保障全国連絡会の調査でも明らかになっています。市内でも、区分2の事業所は大幅に減収となり、必要な人員配置ができないなどの声が市の聞き取り調査でも明らかになっています。陳情者からは、100万円ほど減収になった事業所もあると伺いました。

指標該当児判定による報酬区分によって、懸命に活動や支援に取り組んでいる事業所の運営が困難となっている実態があり、減収となった事業所では、職員の賃金や支援員を削減せざるを得ないなど、活動縮小に追い込まれているばかりか、閉鎖となってしまった事業所もあると伺います。

判定に使われる指標は、事業者からは支援の質をはかることにはならないとの指摘がされており、また子供の思いや保護者の願いに反する項目であるとして、保護者からは戸惑いの声も多く上がっています。

放課後等デイサービスは、学校や家庭とも違った場所で仲間とともに育つことができる、障害のある子供たちにとって欠かせない場所であり、手厚い支援を行うために十分な報酬を保障することが求められます。

全国放課後連が昨年行った放課後等デイサービスの指標判定と報酬区分廃止を求める要請署名に6万3,876筆が寄せられたことから、指標判定と報酬区分の廃止は、障害を持つお子さんやその保護者、事業所の切実な願いであると考えます。

国において次期報酬改定の検討が進んでいる今こそ、市議会からも意見書を提出して後押しをするべきであると考えことから、本陳情に賛成し討論といたします。

○委員（大川 元君） 当市においては指定取消しされた実態がないということで……

○委員長（実川圭子君） 賛成か反対かを表明してから……

○委員（大川 元君） じゃ、賛成の立場で討論いたします。

当市において指定取消しの実例がないということについての市の一定の努力については敬意を表するんですが、現在、現場の方から自治体でばらつきがあるというふうな声があったりとか、廃止をするというよりも、廃止を視野に入れた上でよりよい制度を市としても考えていく必要があるんじゃないかということで、賛成の立場として討論いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員（木戸岡秀彦君） 2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情に対する反対討論を行います。

放課後等デイサービスは、平成24年、制度が創設されましたが、利用者や事業者の数が大幅に増加し、利潤を追求し、質の低い事業所が増えていることから、支援内容の適正化と質を求められてきました。

平成29年4月に指定基準等の見直しを行い、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、障害児の状態像を勘案した指標を設け、各事業所の利用者のうち基準に該当する児童が占める割合に応じて、区分1、2という報酬区分の設定をする仕組みが導入されました。

現在、国においては、放課後等デイサービスにおける現状、課題や関係機関からのヒアリングに加え、各自治体による実態調査などを踏まえ、検討がなされてる段階であります。

陳情者は、障害福祉サービス次期報酬改定における指標障害児判定廃止に関する意見書採択の要望をされておりますが、私も他の事業者の方からお話を聞く中で、陳情者の趣旨は十分理解できますが、ただ廃止をし、見直しなど代替案が示されない中、議会において国に意見書を提出することは賛同できかねます。

以上、反対討論といたします。

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立少数。よって、本件を不採択と決します。

ここで、説明員退席のため暫時休憩いたします。

午前11時 9分 休憩

午前11時10分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 所管事務調査、「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、本件を議題に供します。

本件につきましては、正副委員長において作成いたしました所管事務調査報告書案を事前に御配付させていただいております。

本日は、報告書案について協議をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、御意見等がありましたら、ページ数などを示していただいて御発言お願いしたいと思います。

○委員（上林真佐恵君） ちょっと確認なんですけれども、最後の11ページの「今後期待する具体的な取り組み」の上から3番目、申請期限4月末を延長できないかっていうのは、恐らく4ページの「貧困に関する現状と取り組み」のところの就学援助事業に関わることだと思うんですけども、ちょっとここに何かそういうちょっとした言葉を入れていただくと分かりやすいかなと思いました。

すごい大量な、たくさん委員会の中で様々視察行ったり調査した中で、すごくよくまとめていただいて、ありがとうございます。

○委員長（実川圭子君） ありがとうございます。

そのとおりだと思いますので、追加させていただきます。

ほかに。

○委員（木戸岡秀彦君） ちょっと1点気になったところがあって、6ページですね。6ページの意見のところの4行目、ストレスを抱えてる親がいっぱいいる対応、いっぱいって表現が、多数とか多くいるとか、ちょっと表現が、ちょっと変えたほうがいいのではないかなと。

あと、これ簡単なことですけど、一番上、6ページの7行目、コロナ禍でも電話に関する相談は随時——これダブっているのを省いたほうが。すみません。

○委員長（実川圭子君） ありがとうございます。

「受け」というのが二重になってるので、そこを消してください。

ちょっと私のほうから、その部分で、前のページの5ページのところからの下の部分から、「コロナ対策に関する現状と取り組みについて」という中で、子育てひろば事業と子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）のことにヒアリングをしたことについてのことをまとめているんですが、5ページの子育てひろば事業と書いてある上に「現状」と書いてあるんですが、この「現状」というのは子育てひろば事業の下に「現状」と入りまして、次の6ページのところに「意見」というのが中にありまして、下のほうのファミリーサポートセンター事業のところの最初にやはり「現状」というのがそこ抜けてまして、ファミリーサポートセンター事業に関しても現状と意見というふうに分かれてるということで、ちょっと「現状」という追加と、位置を変更するということをお願いしたいと思います。

いきなり御意見をお伺いしてしまいましたけども、ちょっとこの報告書のつくりを御説明、先にしたほうがよかったですと思いますので、ちょっと先に説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目が報告書ということで、大まかな流れを載せております。

2ページ目からが、別紙の調査報告ということで、2ページ以降が報告の細かい中身になっております。2ページの先頭に調査事項を掲げまして、その調査項目の設定の経緯と調査の進め方を載せまして、3番のところから各調査の内容ということで、不登校に関すること、それから3ページの下の方に、人権・権利に関すること、それから4ページ目のところの真ん中から貧困に関すること、その下が虐待に関することということで、最初に調査項目を立てた中でこのあたりを聞き取りをして、皆様からの御意見をいただいたことを現状と意見ということに分けて載せてあります。

5ページ以降が、その後追加でコロナ対策に関する現状の取組ということで、子育てひろば事業と、次の6ページのところの下の方にファミリーサポートセンター事業についてのことを載せました。

もう一つ、追加事項として、コミュニティ・スクールに関することも調査をいたしましたので、そのことがその以降に載せてあります。

その後、8ページの真ん中からは、視察につきまして、あと研修に参加しての内容と御意見を載せております。

今回の所管事務調査に関する視察に関しましては、8ページの真ん中辺りにあります愛知県豊田市、子ども条例と子ども会議について、それから次の9ページの下にあります全国市議会議長会の研修会に参加したことについてまとめております。

その後、10ページに関しましては、それまでの調査をした中での目指すべき方向性ということで、こちらのほうはちょっと皆様からの御意見の中で出てきたものをまとめさせていただいたのですが、私の言葉などもちょっと含まれておりますので、ここあたりでもし修正などの御意見がありましたらお伺いしたいところでございます。

そして、11ページのところは、最後に「今後期待する具体的な取り組み」ということで、これは皆様から御意見の中で出てきたものを列挙しましたので、ちょっと先ほどのように言葉が足りなかった部分などもあったかと思いますが、皆様の中から出された御意見を載せております。

最後に、12ページにつきましては、「今後の課題」ということで、今回の所管事務調査の中でも話題に出ましたことで、十分に調査には至らなかった部分で、中でこういうことが必要なんではないかということで御意見がありました子供参加の会議、それから外国籍の子供や保護者への支援というのもお話があったと思いますので、そういったこと、それからGIGAスクール構想についても、今後非常に大きな影響があるんじゃないかということでお話がありましたので、今後の課題としてまとめて載せさせていただきました。

そのようなつくりになっております。

いかがでしょうか。今のあたりでよろしいですか。

あと1点、私のほうでちょっと気になったのが、すみません、私からの発言で。

4ページのところに戻っていただきまして、4ページの貧困に関する現状と取組のところなんですけど、ちょっと記載があっさりとして書いてしまったので、もう少し議事録などを確認して、もう少しこのところは内容をしっかり書いたほうがよかったかなと思って、全体を見たときに、ここだけちょっと少なかったかなと思うのと、あと私の印象では、森田委員からはかなりこの貧困に関してどうなのかというような御発言もあったと思いますので、そのあたりも議事録をちょっと参考にしながら、発言があったところを少し、その部分に関してはもう少しあったほうがいいのかと思いますので、ちょっと追加したものをお示したいと思います。

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、ほかに皆様のほうからないようでしたら……

先ほどちょっと言いましたけれども、11ページの辺りなんですけど、10ページの後半から11ページ、「めざすべき方向性」ということで書かせていただいた中で、一番最後の文章なんですけども、11ページの上から3行目から始まる場所なんですけど、ちょっと読ませていただきますと、「令和2年9月の市制50周年を機に、市は子ども・子育て憲章という大きな理念を掲げた。今後、子どもたちのこころといのちを守るにあたっての取り組みのためには、子どもの計画を当市でも整備することが必要となる。子供の権利に基づく「子供条例」を策定し、子どもの視点の参画や相談の仕組みを作っていくことを求めるものです。」というふうに私のほうでまとめてしまったのですが、このところは、そういう形で委員会として合意するということは特に委員会の中では議論ということではしていなかったと思いますけれども、このことについてはいかがでしょうか。

○委員（上林真佐恵君） 豊田市の視察で子ども条例のこと見に行った後の委員会で、何か皆さん意見交わしたときに、それぞれ言葉とか思いとかは、それぞれ全く同じではないけれども、基本的にはこうした子供の条例みたいなものをつくっていくというのは大事だねっていうような話になったと私は認識してるので、ちょっと私、今議事録とか見たわけじゃないんですけど、たしか記憶では何かそんなような、みんなでそうだねって話になったと記憶してるので問題ないかなと思うんですけども、表現の仕方はちょっと、それぞれ思いとかの重さとかは違うとは思んですけど、それは私はそういうふうに認識をしています。

○委員（中村庄一郎君） 今言われたところでは、やはりちょっとそれはそういうところの中の、今、上林さん言われたけども、その中のところの話であって、あえてこういう場で、じゃ、子供条例を制定してっていうことを、みんなでそういう検討したり一致した話が出たわけじゃないので、ちょっとこの言葉には、ちょっとこの子供の権利に基づく子供条例を策定し、子供の視点や参画や相談の仕組みをつくっていくことを求めるものですっていうふうな、こういう文書になっちゃってるんで、ちょっとこのところはあれですわな。私はちょっとどうかと思います。

○委員（森田博之君） 今、中村委員の言われたとおり、策定しとなると、そこまで委員会内では意思統一がで

きてるっていうこととは私は認識できてないので、子供条例、実際に視察に行つて、ああ、こういうことあるといひよねっていうような話は出ましたけれども、実際東大和市に落として具体的に条例を策定してやっつていこうっていう話ではなかったと思うので、ちょっとこの私が受ける印象とはちょっと違ひかなという感じがしますんで、違ひ言葉で入れていただければいいかなと思います。

○委員（木戸岡秀彦君） 今ずっと、ちょっと今考えていたら、そのときどういふ発言をしたかなということを考えていたら、私は、日本一子育てしやすいまちづくりに向けた子供条例の必要性を感じるっていうことで話をしました。

それで、皆さんの意見も、ちょっとろ覚えですけども、じゃ、全て皆さんにこういう形でいきましょうという形にはなつてないのかなっていう部分は感じます。様々検討することが大事だんっていうところじゃないかなというふうには思つておりますけども、これに関しては、先ほど言つたように、子供の権利に基づく、もう子供の権利っていう形でもう断定してしまつてる部分があるので、ちょっと表現を変えられたほうがいいのかなというのを感じます。

○委員（中村庄一郎君） それとたしか、子供条例については陳情か何か出てませんでした。

○委員長（実川圭子君） 権利条例……

○委員（中村庄一郎君） たしかね。権利条例か何かで、陳情が出てきたでしょ。そのときに、だつて、委員会の判断は。そういうこともあつたんじゃないの。そういうことを含めると、ちょっとこの文言は少しやっぱり変更されたほうがいいかなと思います。

○委員（上林真佐恵君） 私もちよつと、この豊田市の後の記憶もちよつとろ覚えのところで発言しましたがけども、今、他の委員の方から、ちょっと自分とは意見が違ひというよふな、そういう御意見も明確になつたので、そこはやっぱり皆さんの意見入れていただいて、ちょっとどういふ形で文言変えるかっつていふのは、ちょっとそこまではあれですけども、皆さんの意見で一致するところでそういう表現にとどめるのがよろしいかなというふうに思ひます。

○委員（木戸岡秀彦君） このことに関しては、やはり委員会で様々議論がされたので、ちょっともう一度、議事録を見直しをした上で、ちょっと確認をした上で表現を考えたいほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（実川圭子君） 今、木戸岡秀彦委員からは、議事録を確認して表現を検討し直すということですけども、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） では、そのよふに、ちょっとこの部分に関しましては、議事録を確認して表現を変えていくということで進めたいと思ひます。

ほかには御意見はよろしいでしょうか。

○委員（大川 元君） 検討した案については、どっかの段階でこちらに提示していただいて、その確認が取れた上で反映させていただければなと思ひますんで、よろしくお願ひします。

○委員長（実川圭子君） そうしましたら、今のところ、少し変更も大きくあると思ひますので、正副で案をつくりまして、3月に報告ということですけども、一度確認のことで1月あたりに委員会を開きまして、そこでもう一度御意見をいただきたいと思ひますけども、そのよふな形でよろしいでしょうか。

ほかには今日の間に御意見……

○委員（木戸岡秀彦君） じゃ、11ページの、先ほど委員長が話した令和2年、これ「R」はやっぱり……、2

にしたほうがいいと思いますので。ほかは平成とかっていう形になってますので、すみません。令和ですね。お願いします。

○委員長（実川圭子君） ほかにはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） そうしましたら、幾つか文言を追加したり修正したりということがあったことと、あと大きくは11ページの「めざすべき方向性」のまとめの部分、それから4ページの貧困に関する部分を少し膨らませるということで、もう少し検討して練り上げていきたいと思いますので、そのことについては次回の閉会中の委員会を開きまして、皆さんに御確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査、「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みにつきましては、この程度にとどめておきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

本日皆様からいただきました御意見等を踏まえ、正副委員長において改めて調査報告書案を修正し、次回の委員会でお示ししたいと思います。

○委員長（実川圭子君） これをもって令和2年第7回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時32分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 実 川 圭 子